

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第11号

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行細則（平成17年総社市規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（許可申請の添付図書等）</p> <p>第8条 法第43条第2項第2号，法第44条第1項第2号若しくは第4号，法第47条ただし書，法第48条第1項ただし書，第2項ただし書，第3項ただし書，第4項ただし書，第5項ただし書，第6項ただし書，第7項ただし書，第8項ただし書，第9項ただし書，第10項ただし書，第11項ただし書，第12項ただし書，第13項ただし書若しくは第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。），法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。），法第52条第10項，第11項若しくは第14項，法第53条第6項第3号，法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。），<u>法第55条第3項若しくは第4項各号</u>，法第56条の2第1項ただし書，法第57条の4第1項ただし書，法第59条第1項第3号若しくは第4項，法第59条の2第1項，法第60条の2第1項第3号，法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書，法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書，法第67条第3項第2号，第5項第2号若しくは第9項第2号，法第68条第1項第2号，第2項第2号若しくは第3項第2号，法第68条の3第4項，法第68条の5の3第2項，法第68条の7第5項，法第85条第</p>	<p>（許可申請の添付図書等）</p> <p>第8条 法第43条第2項第2号，法第44条第1項第2号若しくは第4号，法第47条ただし書，法第48条第1項ただし書，第2項ただし書，第3項ただし書，第4項ただし書，第5項ただし書，第6項ただし書，第7項ただし書，第8項ただし書，第9項ただし書，第10項ただし書，第11項ただし書，第12項ただし書，第13項ただし書若しくは第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。），法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。），法第52条第10項，第11項若しくは第14項，法第53条第6項第3号，法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。），<u>法第55条第3項各号</u>，法第56条の2第1項ただし書，法第57条の4第1項ただし書，法第59条第1項第3号若しくは第4項，法第59条の2第1項，法第60条の2第1項第3号，法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書，法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書，法第67条第3項第2号，第5項第2号若しくは第9項第2号，法第68条第1項第2号，第2項第2号若しくは第3項第2号，法第68条の3第4項，法第68条の5の3第2項，法第68条の7第5項，法第85条第3項若しくは</p>

改正後	改正前
<p>3項若しくは第5項から第7項まで又は法第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第55条第4項各号、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあつては、追加調書</p> <p>(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(認定申請の添付図書等)</p> <p>第9条 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、<u>法第52条第6項第3号</u>、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第5項から第7項まで又は法第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第55条第3項各号、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあつては、追加調書</p> <p>(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(認定申請の添付図書等)</p> <p>第9条 法<u>43条</u>第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。